

2008年12月議会の一般質問の議会録が出来上がりました。

寝屋川市のホームページでもご覧いただけますが、吉羽美華の質問部分のみ、こちらでも公開いたします。今回は、原稿(台本)を作らずに…

本会議場では参考資料を提示しながら、質問を行いました。

(口語になっているのは、原稿なしのためです。)



副議長(高田 政廣君)

次に吉羽美華議員の質問を許します。

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

質問に入らせていただく前に、今回の質問の内容をより深く理解していただくために参考資料の配布をお願いしたいのですが、議長、よろしくをお願いします。

副議長(高田 政廣君)

ただいま吉羽美華議員より参考資料を配布させていただきたいとの申出がありますので、会議規則第149条により議長においてこれを許可いたします。職員をして資料を配布いたさせます。

(資料配布)

3番(吉羽 美華君)

では質問に入らせていただきます。

まず、なぜ今回「安心安全」なのかというところからなんですけれども、私が冷静に、客観的にこの寝屋川市というまちを見た場合、なかなか悲しいかな特徴という特徴が見えてこないなというふうに感じてまして、また実際に我々が視察に行かせていただいた際にも、寝屋川市の特徴何やというふうにお伝えするときに説明に困っているというのが現状だと私は感じています。

そんな中、現実問題、これからこの寝屋川市に観光客をたくさん呼んで、観光産業で町おこしをしていこうとか、あと特産物を作って全国に売り込んでいこうというのは非現実的だなと私は感じています。そんな中、これから人口減少、そして少子高齢化、そして生産人口の減少、これからの市の経営はますます厳しくなっていくと感じています。となると、今回の議会でも皆さんるるおっしゃっています下水道料金の改定も提案されているように、市民の皆さんに負担をどんどんお願いしなくてはいけないのかという、そういう議論がされる機会が増えてしまうと感じています。負担ばかりを押し付けて、更に事故や犯罪が発生し、治安が悪くなれば市民の皆さんが他市へとどんどん引っ越していってしまい、更に人口が減り、そして更に市の経営が厳しくなるという悪循環が続くと、そんな思いから私は今回の質問に入らせていただきます。

まず「安心安全」と「香里園駅周辺の危険箇所」ということで皆さんにお伝えしたいのが、香里園駅西側のエスカレーター付近(南側)の自転車と歩行者の衝突防止対策についてです。この問題については以前からほかの議員の皆さんも本会議場で取り上げることもありまして、市内の危険箇所の中でも優先順位は高いところだと感じています。

過去の答弁を御紹介いたします。去年の平成19年の9月議会のまち建設部長の答弁を御紹介します。自転車が通行する付近に「スピード落とせ」の看板を設置し、啓発を行うとともに(ちょっと中略します)今後、点字ブロック上に注意を喚起するシールの貼付(てんぷ)等を行い、啓発に努めてまいります、という答弁でした。そ

れを受けて次の12月議会、正に1年前の今日です。12月17日に山崎議員が質問されまして、それに対するまち建設部長の答弁が、9月議会以降に点字ブロック上に自転車利用者に対する啓発シールを貼付し、啓発活動を講じてまいりましたが、引き続き関係機関と安全対策について協議を行うとともに、周辺道路における状況を調査し、安全対策の検討を行ってまいります、という、そのような答弁がありました。

実際に平成19年度9月の議会後より、現在のように点字タイルの間に「歩行者に注意」という言葉です。「歩行者に注意」というシールをはり、そして自治会の倉庫に啓発看板が設置されましたが、これによりこの1年間どのくらい危険回避ができて、どのくらいの効果があるのか、この対応策でどのくらいの効果があるのかというのをまずお示してください。

私は現在のような対応では全く効果がないと実際感じています。自転車に乗っていた状態で点字タイルの透き間の「歩行者注意」というのを読み取るのは至難の業であると感じます。また、たった1か所では意味がないと思います。市は現在の対応で十分であると判断しているのか、お答えください。

そして全く今日です。去年の今日12月17日から1年間啓発をしてきましたが、市民の皆さんへのマナーの呼び掛けだけでは限界があると感じています。改めて構造的な対応を求めますが、ちょうど1年前の答弁にもあるように、この1年間調査、検討してきた結果はどのようなものか。また現在も調査、研究の途中であればいつ報告をいただけるのか、お答えください。

続いて、同じく香里園駅についてなんですけれども、香里園駅西側ロータリーの路上の駐車、運転手の乗ってらっしゃるものと、そして乗ってないものとが混在した状態なんですけれども、ロータリーの路上駐車についての対応は検討しているのか、お聞かせください。

慢性的に1車線が埋まっている状態が続いていて、多くの車両が車線をはみ出して通行している現状は把握できているのか、対策はどのように考えているのか、お答えください。

続いてなんですけれども、今お伝えした、質問させていただいた2つの問題点、ロータリーの路上駐車と1車線が埋まっているという問題なんですけれども、これが原因で多くの事故が起こっています。危険なT字交差点(ポイント)について車やバイクの動きを御説明いたします。

1パターン目なんですけれども、スーパーライフの前からロータリーを回り、北から南に走り、ローソンを左折、そしてさらに西へ向かうというパターン、このときロータリー部分の南側に車が停車しており左車線が埋まっている状態、つまり車線をはみ出してT字路に入る。そのままショートカットをしていく。これが1パターン目です。2パターン目が、逆に香里園駅西口駐輪センターの前の道を南から北に走っていきます。タイムズ第9の角で左折し、またT字路で右折しロータリーに入る。このときもほとんどの車、バイクがショートカットしているという現状があります。コ

ンビ二の前、ローソンの前の歩道イコール、タイムズの駐車場の出入口付近なんですけれども、ここは歩行者・自転車・自動車が入り乱れており、実際に交通事故が何件も発生しています。これはタイムズ前のT字路において交通ルールが全く機能していないために起こっていることです。自動車などのコーナーのショートカットが目立つということなので、道路のセンターポイント、T字ポイントの部分にポールを設置するなど構造的な対応が必要であると感じていますが、対策の方法をお答えください。

続いて、テーマが少し変わります。「安心安全」と「落書き対策」についてお伺いをいたします。今回「落書き対策」の重要性という観点から治安維持、安心安全についての追求と、同時にこの落書き対策がうたわれております「美しいまちづくり条例」が制定されてから3年間のたったということで、その検証も行いたいと思います。

まず初めに、この「落書き」について明確にうたわれている「美しいまちづくり条例」について幾つかお伺いをいたします。美しいまちづくり条例に関しては、平成17年当時、この議会においてもかなりの議論がされたというのは皆さんの記憶にあるかと思えます。賛成多数で可決され、制定をされました。当時、この条例を制定するときの「目的」は、答弁から引用しますと、「安全で清潔な、緑豊かなまちづくりを推進するため」と平成17年3月4日の当時の環境部長がおっしゃっております。しかし、現実はどうでしょうか。私はこの「目的」にいまだ近づいている、前進しているとは思えません。条例制定前と制定後、市としての対応に変化があるのか、具体的にお示してください。

続いて、「美しいまちづくり条例」に従って「推進員」という方が228名委嘱されました。この「推進員」の位置付けについて、当時大きな論点になったということでは理事者の皆さん、そして2期目以上の議員の皆さんは記憶に残っているのではないかと思います。この3年間の「推進員」の活動実績を具体的に示してください。数値として分析できるものがあれば、その数値を示してください。

続いて、今年なんですけど、平成20年度の10月から新たな「推進員」さんが125名の方、交代されています。前回の平成17年から3年間の委嘱期間で、それが9月に切れて、10月から新たな方に交代しているということです。この125名の方のうち、前回から継続の方は何名で、そして新規の方は何名なのか。そしてなぜ228人から125人に半減したのかという点、それから「推進員」に委嘱する方はどのような基準で、実際にどのような方が選考されているのか、教えてください。

続いて、題名のとおり「落書き」に入ります。「落書き」の問題なんですけれども、現状把握をさせてください。市内の落書きの現状を件数でお教えください。

続いて、落書きについて、市民(推進員)からの発見・報告件数を年度ごとで教えてください。

次に、市職員による発見・報告件数を、これも年度ごとでお願いします。

続いて、実際に落書きを見つけたときの市職員・推進員の対応を教えてください。

い。

続いて、実際に条例により罰則・氏名公表などの件数は幾つか、教えてください。

そして今回、落書きを取り上げた理由の1つとして、「ブロークン・ウィンドウズの理論」というのがあります。少し御紹介をいたします。引用です。ケリング教授のブロークン・ウィンドウズの理論というものです。20世紀の終わりごろ、ニューヨークの地下鉄では、車両や駅構内に落書きが充満し、雰囲気も治安も非常に悪かった。旅行案内書には「危ないから地下鉄に乗らないように」とまで書かれていた。対策を相談されたこのケリング教授は、まず「犯罪を取り締まるのではなく、落書きを消すこと」を勧めたが、納得する地下鉄関係者はほとんどいなかった。それでも「徹底した落書き消しを実行」しているうちに何となく様子が変わってきた。次に教授は、無賃乗車などの比較的軽い犯罪の取締りを提起したが、これに対しても関係者は異論を唱えた。行ってみると数年後には凶悪犯罪が3分の1に減少したと。

これはケリング教授によると、小さな犯罪(落書きで街を汚すことなども同じなんですけれども)、このような小さな犯罪を放置しておく、この街は治安には無関心で、そして多少のことは行ってもとがめられないと次々に行為がエスカレートしていき、後に大きな犯罪を呼び込むことになる。街の治安を図るのであれば、まず小さな犯罪の排除から取り掛かるべきとのこと。これが教授の「ブロークン・ウィンドウズの理論」(割れ窓の理論)とも言います。

この理論、割れ窓の理論なんですけれども、これは壊れた窓をそのままに放置しておく、ここは人の監視が及ばない場所であると思われ、内部に略奪、そしてヒッピーの住み付き、そしてその周辺に軽犯罪が増え、そして凶悪犯罪へと進んでいくというものです。ニューヨークのジュリアーニ前市長も、街の治安のためにまず「徹底した落書き消し」を市警察に実行させ、その結果、数年後には凶悪犯罪が激減した。現在、この理論は世界各国で「ブロークン・ウィンドウズの理論」として広く実証、そして認知されているものです。

今御紹介いたしました「ブロークン・ウィンドウズの理論」落書きの増加、落書きの消去が遅れることと犯罪の増加、治安の低下の関係性をどのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

続いて、「美しいまちづくり条例」の中に落書きの規定がいろいろあります。まず29条(落書きの禁止)条例を読みます。何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。30条です。(措置命令)市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該落書きを消去するよう命ずることができる。31条です。(落書きの消去要請)市長は、公共の場所等に存する建物又は工作物に落書きが放置され、著しく周辺の美観を損なう状態にあると認めるときは、当該建物又は工作物の所有者等に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる、とあります。

寝屋川市の条例では「落書き」の定義があいまいであって、「公共物」以外の落書きに関して見て見ぬふりをして、持ち主に対応を任せているのが現状です。まちの景観は公共物のみではないという観点から見ると、落書きの定義を明確にし、

以下のように条例に追加すべきだと思います。例として提案をいたします。

この条例において「落書き行為」とは、道路、公園、その他の公共の施設又は他人の塀、建物、その他の工作物等に、みだりに文字、図形等を描く行為であって、地域の美観を損ねるものをいう。このような定義をしてはいかがでしょうかということですが、

まちの「美しさ」が「治安の維持」につながり、それが「住民の安心」につながる。しかし「美しいまち」を守るというのは、「推進員」に限ったものではなく、市民の皆さんが同じ権利と義務の下、まちを守らなくてはならないと思います。「推進員」の権限については、3年前も議論され、実際に3年間が経過しましたが、いかし切れてないと私は感じています。「落書き」の定義、「推進員」の定義・権限を見直し、条例改定を検討すべきと感じますが、市としての見解をお伺いいたします。

ここから2点は提案をさせていただきます。

今後、「美しいまち」イコール「落書き消し」だけに特化する必要はないとは思いますが、例えばクリーンロードなどの活動のときに、市内の落書きの一斉消去なども取り入れてみてはいかがか。

そして2点目、市民(自治体や商店街など)が自主的に落書きを消すという活動をする場合、塗料や洗浄剤の提供や道具の貸出しを行ってみてはいかがかということですが、

落書き対策は、書かれたものを「消す」ということを考える、対応を考えるというよりも、まず予防が必要なんですけれども、まず書かせないようにすることが大切と。子どもころから学校教育においてもしっかり指導し、自らが「モノ、ヒトを大切にすること」を考える必要がある。もちろんそのような指導は学校の中でもされているというふうに認識はいたしますが、学校内での落書き対策に対しての指導や対応はどのようなものか、お知らせください。

最後の項目に入ります。「定額給付金」と「市の負担」ちょっと内容ががらっと変わります。

国において今「定額給付金」についての議論がなされておりますけれども、今回の「定額給付金」の話題のときによく比較されるのが、平成11年の「地域振興券」です。当時の状況を確認させていただいたところ、対象者数が約5万8000人、交付額が11億5000万円、事務費が6800万円、対応されたのは正職員が5名、そして最大時のアルバイトが22名というふうに伺っています。

今回の「定額給付金」に目を向けると、対象者が約4倍という中で、国の議論も二転三転しているという状態で、基礎自治体である我が寝屋川市も振り回されている状態です。しかし、国がすべてを決めてからゴーサインを出すまで指をくわえて待っているわけにはいかないと、市としての対応を順に伺っていきます。

1つ目なんですけど、例えば東京の足立区は、区民課を中心にした対策チームを設置し、実際に対応をスタートしています。私もこのように事前に対応を講じるべきであると思っておりますが、寝屋川市の現状と今後のスケジュールをお教えくだ

さい。

2つ目です。総務省は所得制限に関して、各自治体が実情に応じて判断することにし、制限する場合は所得1800万円を下限とすることになっています。私はこの1800万円が高額所得者のボーダーだということにも個人的に疑問を持っておりますし、この「定額給付金」の目的からすると所得制限を設ける意味があるのかということも個人的に感じています。寝屋川市としては所得制限をどうするのか、決定しておればその結論を、未決定ならばいつのタイミングで決定をするのか、教えてください。

続いて、総務省は、支給は世帯主の口座に振り込む方式を主とし、現金を手渡す方式も併記しております。振込み方式では自治体の事務負担を軽減するため、世帯主が申請書に口座番号などを記入、そして通帳の写しなどと共に郵送する方式を基本とし、市区町村窓口での手続も選択できるというふうにしております。寝屋川市はどんな方法で行うのか、決定していればその結論を、未決定ならばいつのタイミングで決定するのか、教えてください。

これも総務省が11月末にまとめた「給付金事業の概要」についてなんですけれども、残業代や手当を除く人件費と備品購入費以外は国の負担としておりますが、現状では財源の担保となる本年度の第2次補正予算案と関連法案は、まだ通常では先送りで成立のめどが立っていない状況です。この状況の下でも様々なシミュレーションは必要であると考えています。まず人員についてはどのぐらい必要で、確保は可能なのか、事務事業費全体の試算、またこの費用はどこからねん出するのか、寝屋川市においては事務事業費とこの定額給付金の経済効果を比較した場合なんですけれども、どのぐらいの効果があるとシミュレーションするのか、教えてください。

最後なんですけれども、先日12月4日に大阪府が2008年度第2次補正予算案に盛り込まれる定額給付金の市町村向けの説明会が行われました。ここで得た情報、大阪府の見解はどのようなものだったのか、教えてください。

そしてその説明会において、「事務作業の委託費は国が負担してくれるのか」とか、「今から業者との契約作業を進めても大丈夫か」という、そのような不安の声が各市から上がっていました。府側は「総務省に確認する」とのことでありましたけれども、その後、確認結果はどのような回答だったのか、もしまだ確認が取れていないのであれば、いつ分かると大阪府の方は回答しているのか、お願いします。

最後に、この説明会で豊中市がある提案をしています。給付金を銀行口座に振り込む作業について「端末34台を使っても10日間掛かり(これは豊中市の場合です)、全国一斉にすると各自治体は入力者を確保できるのか」という、そのような指摘がありました。そこで豊中市は提案しました。「郵便小為替のような証書を各世帯に郵送するのがシンプルだ」というふうな提案です。私もこの方法はナイスアイデアであり、寝屋川市においてもやってみてもいいのではないかというふうに考えますが、いかがなものでしょう。また、これ以外に寝屋川市としての提案が

何かあれば、教えてください。

以上で私の一般質問は終わります。なお、再質問は自席にて行います。御清聴ありがとうございます。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後4時45分 休憩)

(午後4時55分 再開)

副議長(高田 政廣君)

再開いたします。

理事者の答弁を求めます。

まち建設部長。

まち建設部長(西村 裕君)

香里園駅西側駅前広場の自転車と歩行者の安全対策についての御質問でございますが、これまでカーブミラーや警告看板の設置、さらに建物角の植栽の剪定(せんてい)など、安全対策に取り組んでまいりました。自転車と歩行者を構造的に分離するためにはポールの設置等の手法が考えられますが、車いすの通行等バリアフリーの観点や歩行者の安全確保の点から設置は困難な状況であると考えております。引き続き有効な安全対策について検討してまいります。

次にロータリー部分の駐車についてでございますが、駅前広場の機能として送迎等の一時停車については一定機能として確保する必要があると考えております。現状は、停車している車両の大半は運転手が乗車しており、駐車違反等で取り締まるのが困難な状況であります。悪質な車両については警察と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に駅前広場南側のT字路の安全対策についての御質問でございますが、交差点内にポール等を設置することにつきましては、車両の通行に支障を来すおそれがあるため困難であると考えております。今後、路面標示の引き直しや啓発看板の設置を行う等、安全確保に努めてまいります。以上でございます。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

落書き対策についての御質問に順次お答えいたします。

美しいまちづくり条例制定の目的については、市域の良好な生活環境の維持向上を図るため、寝屋川市、市民及び事業者の責任及び役割を定め、安全で清潔な緑豊かなまちづくりの推進を目的としております。

条例制定後の市の対応の変化については、駅前啓発や出前講座の開催など実施をしております。

3年間の推進員の活動実績については、駅前啓発に延べ807人の方が参加をし

ていただいております。新たな推進員125人のうち、継続と新規の人数については、継続52人、新規73人でございます。推進員が減少した理由については、今後、検証してまいります。推進員の選考方法については、各自治会から推薦をいただき、寝屋川市美しいまちづくり推進員審査委員会で選考させていただいております。

市内公共施設への落書きの現状については、平成19年度市民からの通報26件で、平成20年度は28件でございます。市職員のパトロールによる発見が、平成19年2件、20年度も同じく2件でございます。推進員からの通報は、19年度2件でございます。場所は、道路や公園などすべて消去しております。

次に条例に基づく落書きに関する罰則・氏名公表などの件数については、その実績はございません。

落書きの増加、消去の遅れと犯罪の増加の関係性につきましては、アメリカのジョージ・ケリング教授が発表したブロークン・ウインドウズ理論で証明されており、落書きと犯罪の因果関係があるものと認識しております。

落書きの定義、推進員の定義・権限の見直しについては、3年が経過しており、実績等をより検証した上で検討してまいります。以上でございます。

副議長(高田 政廣君)

理事兼人・ふれあい部長。

理事兼人・ふれあい部長(近藤 輝治君)

続きましてクリーンロードなどの活動時において市内落書きの一斉消去を取り入れてはいかがかとの御質問でございますが、クリーンロードは市内各中学校から初本町公園までの間、まちの美化の呼び掛けによる啓発や歩道のごみの清掃、違法看板の撤去等を行っております。御提案のクリーンロード実施時に市内落書きの一斉消去を併せて実施することは、落書きの消去に時間を要すること、また落書きの場所によれば事故の危険性等考えられますので、今後十分検討してまいります。

次に市民が自発的に落書きを消すという活動をする場合、塗料、洗浄剤の提供や道具の貸出しを行ってはどうかとの御質問でございますが、自治会やボランティア団体などが実施をされる清掃時に併せて道路や公園の落書きを消すための道具の提供については、今後検討してまいります。以上でございます。

副議長(高田 政廣君)

入江教育監。

教育監(入江 正君)

学校内での落書きへの対応についての御質問でございますが、各校では日ごろから子供たちに、落書きをしないことを含め、公共物を大切にしよう指導しております。また、校内の環境美化にも努め、落書き等があった場合はすぐに消すなどの対応をしております。以上でございます。

副議長(高田 政廣君)

経営企画部長。

経営企画部長(林 和廣君)

定額給付金についての御質問でございますが、まず組織の設置状況と今後のスケジュールについてでございますが、現在、企画政策室を中心に、円滑な実施に向けての情報収集及び関係各課との連絡調整等を進めており、制度が明らかになった時点で組織等の設置を行ってまいります。

次に所得制限でございますが、総務省から所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とすることが示されていることから、所得制限を設けない方向で検討しておりますが、制度が明らかになった時点で実施要綱を策定し、検討してまいりたいと考えております。

次に支給方法でございますが、銀行等の口座振替を基本に検討しております。現金給付については、ひたくりなど市民が被害に遭うことも考えられるため、慎重に検討する必要があると考えております。

次に現状でのシミュレーションでございますが、総務省が示している定額給付金の概要、たたき台をもとに、人員や事務事業費の試算の検討を進めており、経済効果につきましては、2兆円のすべてが消費に回ると試算した場合には、GDPを0.4%程度押し上げると言われておりますが、本市における具体的な経済効果等の試算については困難であると考えております。

次に市町村向け説明会での大阪府の見解についてでございますが、国の明確な方針が出されていない中で、市町村の意見等を集約し、その内容を国に伝えていくことが主な目的で開催されたものです。

次に経費負担や準備作業に係る大阪府からの回答についてでございますが、現段階では明確な回答が出されておられません。

最後に証書郵送の提案及び本市からの提案についてでございますが、給付に当たりましては様々な課題や問題点があるため、全国市長会が取りまとめられている要望や提案をもとに、国で簡素で効率的な制度設計がなされることを期待しております。以上でございます。

副議長(高田 政廣君)

理事者の答弁は終わりました。再質問はありますか。

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

御答弁ありがとうございます。幾つかお伺いしたい点がありますので再質問をさせていただきます。1回目の質問とちょっと順番が逆になるんですけども、2つ目の項目、落書き対策の部分からお伺いをします。推進員の活動についていろいろ教えていただいたんですけども、その推進員を中心として配布される「美しいまちづくりニュース」というものをいただいたんですけども、この配布している目的を教えてください。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

まず1つは、美しいまちづくり条例に基づくポイ捨てのための啓発が1つであります。それとまちづくり推進員と市職員が協働で美しいまちをつくっていきこうという行動をしております。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

私もこれすべて28部見させていただいたんですけども、この中の内容というのが、皆さん御覧いただいたことあるか分からないんですけども、たばこの定点観測の結果、それからくわえたばこの注意した本数であるとか、推進員の参加人数とか、次いついつ啓発活動を行いますよというような情報が主でありまして、28枚のこのニュースの中にたばこ関係の駅前啓発以外の記事というのは1か所だけ、犬のふんについて書いてあった部分だけなんですけれども、これを見る限り推進員は何となくたばこ取締り隊というふうな感じに思えてくるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。先ほどの答弁でも駅前啓発、たばこの取締りというような答弁があったんで、そこも併せてもう一度お願いします。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

4市駅をポイ捨ての重点地域ということで設定をしておりますので、その重点地域でポイ捨てをなくすために活動しているということでございます。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

先ほど推進員の実績ということで、駅前啓発活動807人というふうにお伺いしたんですけども、私もこれをすべて数字を拾いましてデータにして見てみたんですけども、月のトータル延べ参加数を推進員全体のパーセント出しをすると、最初始まった当時の平成18年度の10月、11月というのは23%、25%というパーセンテージで多くの推進員の方が参加されてます。これ4駅合同でされる場合は4駅すべて、ばらばらでされる場合は月トータルで出した数字です。その後なんですけれども、平成18年度12月以降からの数値を見ると、平成19年度の9月に打上治水とか田井西公園の清掃を大々的にやったのが15%を超えているぐらいで、後は10%台、10人に1人ぐらいの方しか参加できてないという現状があるんですけども、これを見ると推進員の皆さんの活動に無理を押し付けているのじゃないかなというふうに感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

どうしても4駅周辺の推進員の方が参加をしていただくと、地形的にも距離的にも、ということで、若干同じ人が参加をしていただくということで無理が生じているというのが現状であります。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

じゃあまた違う角度からお伺いしたいんですけども、平成17年当時の市長の答弁の中でも、推進員が無理をせずにできる範囲のことをお願いしてまいりたいというふうに3月9日、平成17年の3月議会でおっしゃっているんですけども、実はこれ見させてもらうと、平成18年度は4駅一斉でしていたんですけども、平成19年度からは各駅、日を分けて行っているんですが、これ私の推測ですけども、参加人数が確保できない苦肉の策と、あと市職員を分散してしまうと参加人数が減ってしまうからという対応で4駅一斉ではなく各駅にされたのかなというふうに感じたんですが、どうなんでしょうか。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

そういうこともあります。ただ4駅だけでやるということも余り好ましくないと。やっぱり地域へ入って推進員と一緒に活動しようというねらいもありまして若干減らした上、打上治水で犬のふん等を美しいまちづくり条例の方と職員が一緒にやるという新たな活動も展開をしております。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

私は4駅一斉が各駅、日を分けて行っているのは何でやねんということを聞いたかったんですが、置いておきます。ちなみに今おっしゃった打上治水とか田井西というのはこの3年間で1回だけなので、かなり特例でしかないかなというふうに思います。

もう一つお伺いしたいのが、推進員の方、新しい方が73名というふうにおっしゃっていたんですけども、このうち自治会長や自治会の役員などの交代によって推進員が交代したパターンは何件なのか、把握されてますでしょうか。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

ちょっとそこまで細かいところは、すいません。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

### 3番(吉羽 美華君)

これも推測になってしまって申し訳ないんですけども、結局大半が役員交代によって推進員の名前も変わったんじゃないかなというふうに思いますので、もしそうであるのであれば、いつも議論になります一部の市民の皆さんに、例えば民生委員をお願いしたり、自治会役員をお願いしたりというボランティアを集中集中して、そして無理が生じてきて、今回のような推進員も無理をお願いしているからなかなか参加ができないんじゃないかなというような感じを受けています。

もう一つ気になったのは、平成18年度はこのまちづくりニュースでは参加者のところは推進員となっているんですけども、平成19年度からは参加者の方を市民としているのは、これはなぜなのでしょう。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

ちょっとその前に、美しいまちづくり条例の推進員の問題なんですけども、先ほど言い忘れたんですけども、今、自治会で正直言いましてしっかりとした位置付けがされていません。社明のようなきちっとした位置付けがされていないということとでだんだん推進員の方が減ってきているというのが現状ですので、我々啓発をしていきたいと思えます。

それと市民ということで、一般市民の方も参加をしていただいているということでそういう報告をしているわけでございます。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

### 3番(吉羽 美華君)

そうなると3年前に推進員を取り決めるときに市長の名で啓発、指導、勧告、措置命令などを行わせることができるということからこそ、推進員が駅前で様々な啓発ができるということだと私は認識しているんですけども、これが推進員でない一般の市民の方も混じって同じようなことができるのであれば、3年前にも議論されたように、この権限というのは必要ないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

副議長(高田 政廣君)

環境部長。

環境部長(清水 弘美君)

権限の問題は明確に分けなければなりません、ただ、我々の行動に参加していただくのは一般市民の人も参加をしていただいております。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

### 3番(吉羽 美華君)

私はただ単純に参加人数が少ないから少しでも人数を多く報告したいために市民も一緒に参加者に入れたん違うかなというふうに思いまして、推進員の活動にも無理が生じている。この3年間で皆さん大変な思いをされているのかなというふうにも思いますし、権限も今ちょっとおっしゃられたようにあいまいですので、一度3年間推進員が1回転、1ローテーションした今、考え直すときじゃないかなというふうに感じています。

次は指摘というか、昨日、クリーンロードでも帽子の話が出てきたんですけれども、実は美しいまちづくり推進員も帽子が好きで作っているんですね。決算の額から見ると、平成19年度が推進員の帽子、単価が415円で300個作っているんですね。今年も、こっちは平成20年度は予算額なんですけれども、帽子が6万9250円分、150個分付いているんですが、これもクリーンロードと一緒に、私は不必要やなと思いますので、別に小さな額ですけれども、小さなことから切り詰めていく部分は切り詰めていけばいいのかなと思いますので、指摘しておきます。

もう1点、これは美しいまちづくり条例に関することだけじゃないんですけれども、条例を制定するときはみんなる議論があって一悶着(ひともんちゃく)あるんですけれども、この条例作った後、数年たった後にほんまに活用できているのかなというのはなかなか議論されないの、今回これを機にいるんな条例見直すもの1つかなと思います。

先ほど広瀬議員もおっしゃっていたんですけれども、マーケティングですね。民間の会社なら、例えばアンケートをした場合、そのアンケートに費やしたコスト以上の効果を出さないとまず意味がないということなんです。寝屋川市の場合も市民アンケート、いろんなアンケートをしてますし、今回のこの参加者の人数なんかもまとめてますけれども、一体この人数をまとめて、そして市民のアンケートの表をグラフにして何を見たいのかというのを、その後のデータ分析をして、それを反映していかなくちゃ意味がないというふうに思いますので、この点はすべての施策において共通すると思いますので、指摘しておきます。

最後にもう1つだけなんですけれども、香里園駅前の箇所のことです。ロータリーの部分なんですけれども、エスカレーターの下、私の質問では、市は現在の対応で十分であると判断しているのかという質問なんですけれども、その点もう一度御答弁いただきたいのと、あと調査研究も、私の質問では、今後、調査研究する中でいつ報告をいただけるのかということなんで、この2点もう一度明確にお願いします。

副議長(高田 政廣君)

まち建設部長。

まち建設部長(西村 裕君)

先ほど御答弁させていただきましたように、これまでいろいろ御指摘をいただく中で、カーブミラーとか植栽の剪定(せんてい)等、安全対策を講じてきております。我々といたしましても啓発ということではどうしても限界があるということ

も認識をしております。ただ、物理的に自転車のスピードを抑えるための障害物等を設置するためには、バリアフリー等との整合性ということもございまして、そういった点につきまして現在、有効な安全対策ということで検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

結局そういうお答えを1年前にもいただいて今に至るので、構造的な改造ができないのであれば、今の段階ではできる範囲のことをしている、今の段階でできる範囲のことは十分しているというような答弁をいただいたと私は理解をさせていただきます。

もう1つ、T字路のところも構造的には変えれないというふうにおっしゃっていたんですけれども、T字路の部分なんですけれども、これ実は10月に私の身近なところで事故がありまして、頭の両方を6針ずつ縫うという事故があったんですね。そのバイクにはねられたというのは、西口駐輪センターの方から走ってきたバイクにはねられて頭を計12針縫うという事故がありました。その3日前には車が北から南に走ってきて女性が引っ掛けられるという事故がありました。3日間のうちに2件連続してあったんですけれども、このような事故というのは、市は把握はされているんでしょうか。

副議長(高田 政廣君)

まち建設部長。

まち建設部長(西村 裕君)

そういった情報もいろいろいただいております。御指摘のようにポールの設置等というようなことも手法としてあるわけなんですけれども、この点につきましても警察とも協議をさせていただいております。先ほど申しましたように交差点内ということで車両の通行上、ポールの設置は困難であるということでございまして。そういったことから現在、センターライン等、ゼブラゾーン等の白線がだいぶ薄れてきておるといふこともございまして、そういったものもきちっと引き直しをする等、安全対策を講じていきたいということで考えております。

副議長(高田 政廣君)

吉羽美華議員。

3番(吉羽 美華君)

いろいろ考えてはくださるといふことなんですけれども、結局来年の今日また同じような質問をしないでいいように、検討をしていただきたいと思っております。この点は私も譲れませんので、よろしくお願ひします。以上で終わります。ありがとうございます。

副議長(高田 政廣君)

以上で吉羽美華議員の一般質問は終わりました。